

(平成 22 年度予算大臣折衝資料)

協会けんぽの国庫負担及び診療報酬改定について

1 協会けんぽの国庫負担

主に中小企業の従業員とその家族を加入者とする医療保険である協会けんぽについて、その急激な収支悪化の状況及び現下の厳しい経済情勢に鑑み、保険料の大幅な負担増を抑制しつつ財政再建を図るため、以下の措置を講ずることにより、平成 22 年度の保険料率の引き上げ幅を約 0.6%縮小させる。

(1) 財政再建のための特例措置

平成 22 年度から平成 24 年度までの間、以下の特例措置を講ずる。

- ・ 後期高齢者支援金について、国民健康保険と被用者保険との間では加入者割を維持した上で被用者保険内の負担方法を変更し、被用者保険に係る支援金総額の 3 分の 1 (平成 22 年度については 9 分の 2) の額を総報酬割とする。
- ・ 平成 22 年 7 月以降、協会けんぽの国庫補助率を 13%から 16.4%に引き上げる。その所要額の半額程度は、協会けんぽへの後期高齢者支援金に係る国庫補助のうち総報酬割の導入に伴い生ずる 910 億円程度 (平成 22 年度は 610 億円程度) を活用する。
- ・ 協会けんぽについては、単年度収支均衡原則の特例措置として 3 年間で財政均衡を図ることとし、21 年度末の赤字額についてはこの期間内に償還することとする。

(2) 健康保険組合等への支援措置

健康保険組合等における前期高齢者納付金等の負担軽減を図るため、高齢者医療運営円滑化等事業を大幅に拡充する (平成 22 年度は 160 億円程度を追加的に措置)。

2 診療報酬改定

平成22年度診療報酬改定においては、我が国の医療が置かれている危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現していくため、厳しい経済環境や保険財政の下ではあるが、配分の見直しや後発品の使用促進を図りつつ、診療報酬本体の引上げを行う。

(1) 診療報酬改定（本体）

改定率 +1.55%（ネット +0.19%）

各科改定率	医科	+1.74%
	歯科	+2.09%
	調剤	+0.52%

医科については、急性期入院医療に概ね4,000億円程度を配分することとする。また、再診料や診療科間の配分の見直しを含め、従来以上に大幅な配分の見直しを行い、救急・産科・小児科・外科の充実等を図る。

(2) 薬価改定等

改定率 ▲1.36%

薬価改定	▲1.23%	（薬価ベース	▲5.75%）
材料価格改定	▲0.13%		

なお、別途、後発品の置き換え効果の精算を行う。

[照会先]
厚生労働省保険局医療課 課長 佐藤 敏信 (内 3271)
課長補佐 尾崎 守正 (内 3274)
(直通 3595-2577)

平成22年度診療報酬改定について

全体改定率 +0.19%

1 診療報酬改定 (本体)

改定率 +1.55%

各科改定率	医 科	+1.74%
	〔入院	+3.03%〕
	〔外来	+0.31%〕
	歯 科	+2.09%
	調 剤	+0.52%

2 薬価改定等

改定率 ▲1.36%

薬価改定 ▲1.23% (薬価ベース ▲5.75%)

材料価格改定 ▲0.13%